

総務委員会資料

令和元年8月19日

調査事項件名	頁
(1) 公共施設等総合管理計画の進捗管理と個別計画の策定に関する 調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1

(資産管理部)

総務委員会資料

令和元年8月19日

件名	公共施設等総合管理計画の進捗管理と個別計画の策定に関する調査について						
所管部課名	資産管理部 施設再編整備計画担当課						
内容	<p>平成25年11月に国が作成した「インフラ長寿命化基本計画」において、各自治体でも公共施設等の「総合管理計画」及び個別施設ごとの「個別計画」を策定することが示された。</p> <p>1 足立区公共施設等総合管理計画及び個別計画の位置付け 【別紙1 (P.3) 参照】</p> <p>平成29年4月に策定した「足立区公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設ごとの「個別計画」を令和2年度末までに策定する。</p> <p>2 足立区公共施設等総合管理計画の進捗管理 【別紙2 (P.4) 参照】</p> <p>総合管理計画では、各期8年ごとに施設の維持更新コストの年平均額を目標値として定めている。本計画を確実に実行するために、公共施設マネジメント推進委員会において、各期8年ごとの中間評価及び目標値の見直しを的確に行うこととしている。</p> <p>今後、評価・見直しに必要な分析項目及び評価基準を定め、進捗管理のしくみづくりを行っていく。</p> <p>3 計画期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">計画</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合管理計画</td> <td>平成29年度～令和38年度（40年間） （2017年度～2056年度）</td> </tr> <tr> <td>個別計画</td> <td>令和3年度～令和38年度（36年間） （2021年度～2056年度）</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 個別計画の策定方針 【別紙3、4及び5 (P.5～7) 参照】</p> <p>(1) 個別計画の対象施設（29施設類型）</p> <p>(2) 施設の長寿命化の推進により維持更新コストの縮減を図る。</p> <p>(3) 上記（2）に加え、さらなるコスト縮減の可能性を検討する。</p> <p>5 個別計画策定に向けた取り組み</p> <p>(1) 個別計画の策定にあたっては、エリアデザインなど先導的な取り組みとの整合を図り、機能転換、用途変更、複合化・集約化、廃止等必要な対策について29の施設類型ごとに整理・検討していく。</p> <p>(2) 今後、令和元年度末までに「個別計画の素案」を取りまとめ、パブリックコメントを経た上で、令和2年度末までの策定を目指す。</p> <p>個別計画策定に向けて、庁内の検討組織である「公共施設マネジメント推進委員会及び合同部会」において全庁横断的な調整を図る</p>	計画	期間	総合管理計画	平成29年度～令和38年度（40年間） （2017年度～2056年度）	個別計画	令和3年度～令和38年度（36年間） （2021年度～2056年度）
計画	期間						
総合管理計画	平成29年度～令和38年度（40年間） （2017年度～2056年度）						
個別計画	令和3年度～令和38年度（36年間） （2021年度～2056年度）						

とともに、議会や区民の意向を把握しながら、計画の内容を取りまとめていく。

(3) 策定業務を進めるにあたり、プロポーザルを実施して選定した事業者と以下のとおり業務委託契約を締結している。

契約件名	足立区公共施設等総合管理計画の個別計画策定業務委託
受託者	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 代表取締役 村林 聡 東京都港区虎ノ門五丁目11番2号
契約金額	30,394,486円
契約期間	平成30年3月3日から令和3年3月24日まで
業務内容	施設類型ごとに各施設の維持管理、更新等に係る取り組み状況や利用状況を踏まえ、個別施設の効率的で効果的なメンテナンスサイクル計画を策定する。

6 個別計画策定に向けた主なスケジュール 【別紙6 (P.8) 参照】

年月	内容
平成31年3月 4月	合同部会を開催 ・「個別計画の素案たたき台」により施設の長寿命化を検討
令和元年5月	推進委員会を開催 ・合同部会での検討状況を報告
令和元年6月 8月	合同部会を開催 ・「個別計画の素案たたき台」により施設の長寿命化を検討 ・資産の有効活用などの検討 ・コスト削減・平準化の検討
令和元年10月～	合同部会等を定期開催（予定）
令和2年3月	個別計画の素案作成（予定）
令和2年4月 ～6月	オープンハウス型説明会等の開催（予定）
令和2年9月 ～10月	パブリックコメントの実施（予定）
令和2年11月 ～12月	寄せられた意見を取りまとめて、区の考え方を整理（予定）
令和3年3月	個別計画策定（予定）

今後の方針

公共施設マネジメント推進委員会等における全庁横断的な調整を通じて「個別計画の素案」の精度を高め、本年度末の素案作成を目指す。

図1 足立区公共施設等総合管理計画及び個別計画の位置付け

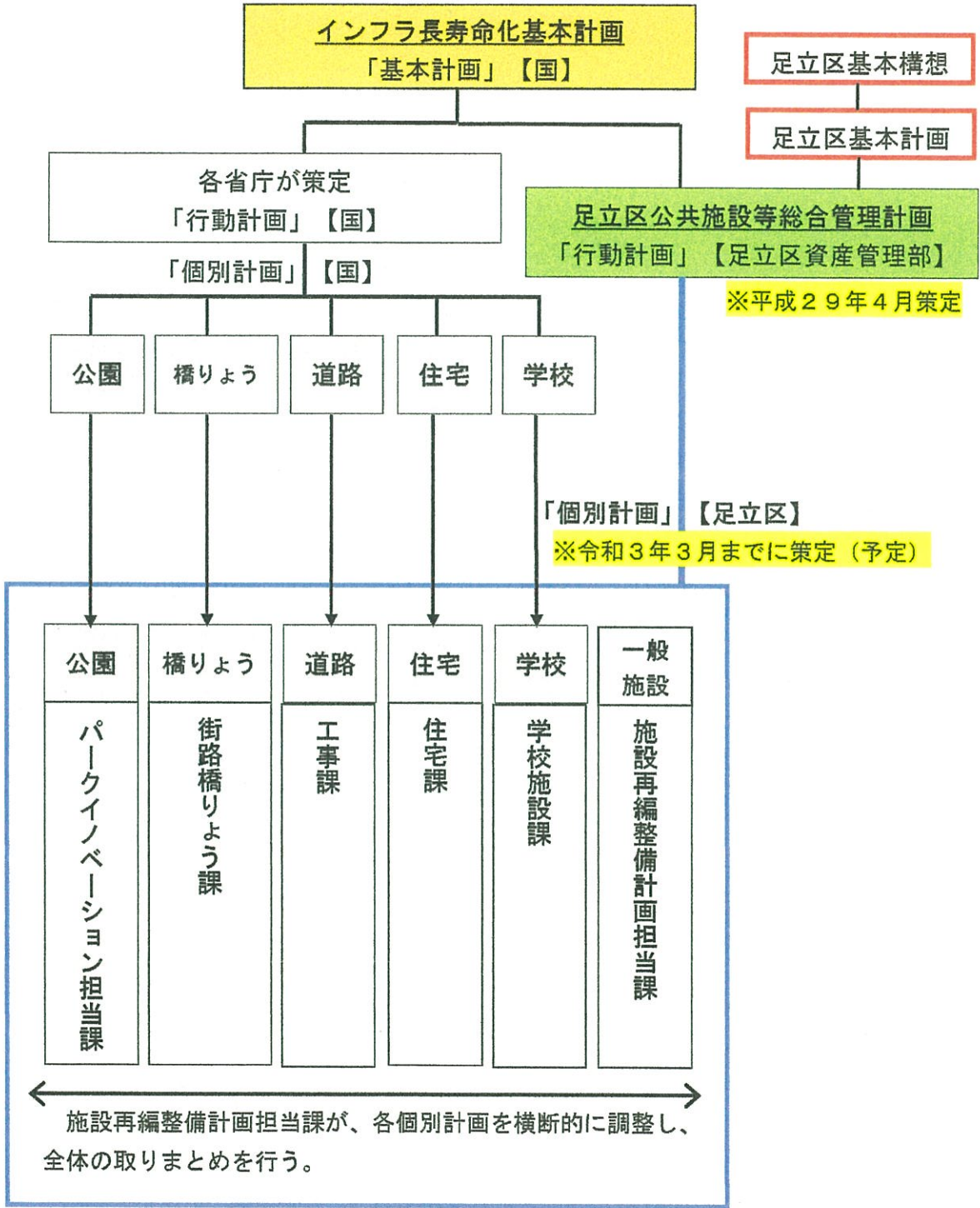


図2 総合管理計画の進捗管理（長寿命化等による維持更新コスト削減）

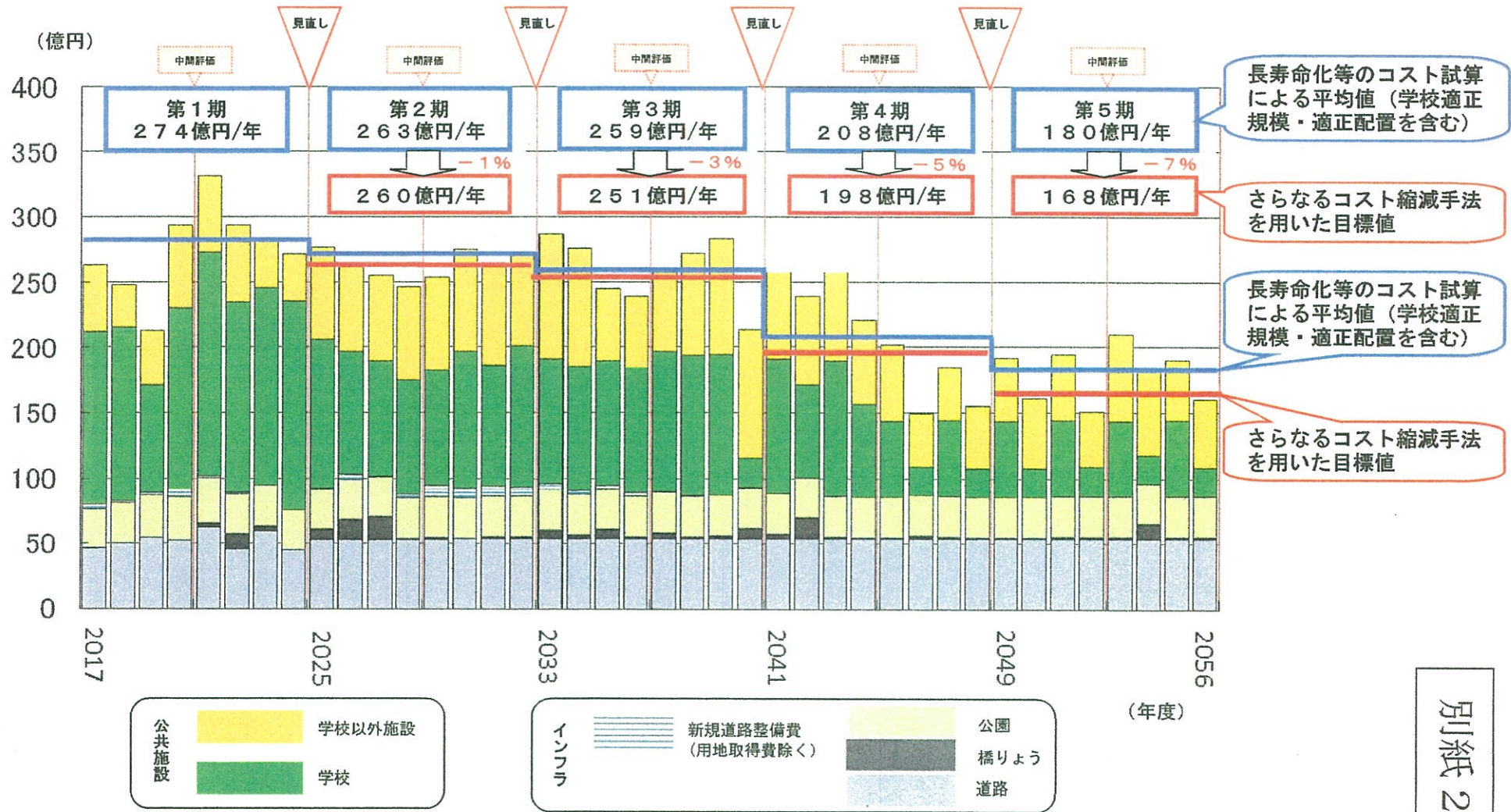


表 1 個別計画の対象施設 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

施設類型	施設数	該当施設例	作成担当課
1 住区センター等	54	住区センター、鹿浜いきいき館、悠々会館	施設再編整備 計画担当課
2 地域集会所	3	中央南地域集会所、中部地域会議室、 宮城集会所	
3 文化施設	3	シアター1010、ギャラクシティ	
4 生涯学習センター・ 地域学習センター等	15	生涯学習センター、地域学習センター、 愛恵まちづくり記念館	
5 図書館	15	図書館	
6 博物館等	2	伊興遺跡公園展示館、郷土博物館	
7 生物園等	4	生物園、桜花亭、都市農業公園、 ベルモント陳列館	
8 スポーツ施設	23	総合スポーツセンター、体育館、プール、 スポーツ公園、野球場、庭球場等	
9 小学校・中学校	69	小学校	学校施設課
	35	中学校	
10 校外施設	2	鋸南自然の家、日光林間学園	施設再編整備 計画担当課
11 保育園・こども園	49	保育園、こども園	
12 学童保育室	100	学童保育室	
13 子育てサロン	12	子育てサロン	
14 こども支援センターげんき	3	こども支援センターげんき、別館	
15 保健センター	5	足立保健所、保健センター	
16 高齢者福祉施設	11	特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービス センター、シルバー人材センター、 地域包括支援センター、千住西複合施設	
17 障がい者福祉施設	12	障がい福祉施設・作業所、 障がい福祉センターあしすと、 竹の塚障がい福祉館等	
18 その他保健・福祉施設	3	青井授産場、総合ボランティアセンター、 西綾瀬ボランティアセンター	
19 産業施設	3	あだち産業センター、勤労福祉会館、 まちづくり工房館	
20 本庁舎	2	本庁舎、別館	
21 福祉事務所	5	西部福祉課、東部福祉課、北部福祉課、 千住福祉課、中部第一福祉課、 中部第二福祉課	
22 区民事務所	16	区民事務所	
23 区営住宅	14	区営住宅、コミュニティ住宅	
24 環境関連施設	18	リサイクルセンターあだち再生館、 排水・取水施設、清掃事務所	施設再編整備 計画担当課
25 災害備蓄倉庫・水防倉庫	8	災害備蓄倉庫、水防倉庫	
26 駐車場・駐輪場・ 自転車移送所	62	駐車場、駐輪場、自転車移送場	
27 道路・河川・水路	95万m	幹線道路、一般道路、自転車歩行者道	工事課
28 橋りょう	83	道路橋、歩道橋等	街路橋りょう課
29 公園	589	区立公園、児童遊園、プチテラス	パークイノベー ション担当課

表 2 長寿命化の実施方針

計画保全の対象施設	原則、床面積 200 m ² 以上の建築物（学校、区営住宅を含む）
目標使用年数 ※1	<ul style="list-style-type: none"> 新耐震基準または コンクリート設計基準強度 21 N/mm²以上 ⇒ 80年以上 旧耐震基準 (コンクリート設計基準強度 21 N/mm²未滿) ⇒ 60年以上
保全の考え方 ※2	<ul style="list-style-type: none"> 20年前後のサイクルで大規模改修を実施 点検、診断に基づき劣化部位の維持補修を実施 計画保全の対象とならない施設は事後保全を中心とした保全

※1 ただし、個別施設の使用年数は、躯体の健全性評価に基づき工事実施前に判断

※2 学校については、長期間閉鎖しての工事ができないため、学校運営部の計画に基づき実施

図 3 施設の長寿命化の推進

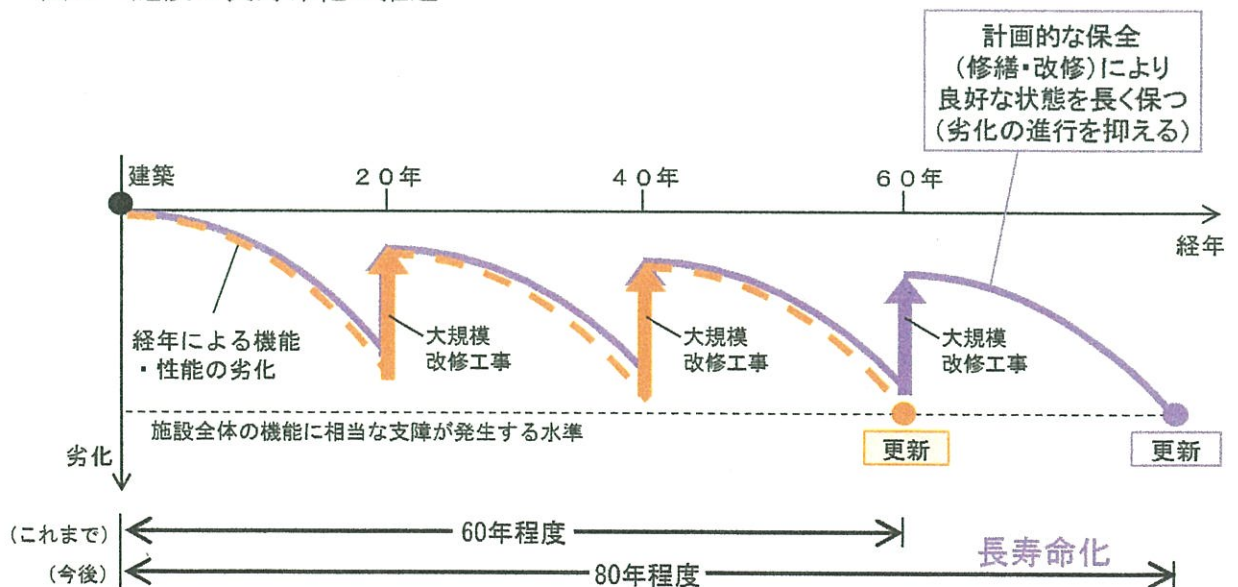


表3 さらなるコスト縮減手法と具体策

さらなるコスト縮減手法		具体策
1	サービス機能の集約化など、サービスの変化に応じた施設の適正配置を推進する。	道路・交通網の整備状況を踏まえて、利便性の高い駅等交通拠点付近の施設に、同種のサービス機能を集約していくことなどを検討する。
2	貸付等や民間活用により資産の有効活用を推進する。	低・未利用地を公益性のある事業主体や民間事業者への貸付、売却を行い、健全な財政運営につなげる。 施設の適正配置により創出された活用可能な用地についても、行政需要の見込みがない場合は低・未利用地同様に貸付、売却を推進する。

